

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(酒類の表示の保護に関する日本国とアメリカ合衆国との間の交換公文)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。【 】は、バーボンウイスキー、テネシーウイスキー、山梨ワイン、壺岐焼酎、球磨焼酎、薩摩焼酎、琉球泡盛、白山清酒及び日本酒に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 日本国は、バーボンウイスキー又はテネシーウイスキーとして製造された製品が、それらの製品の製造を規律するアメリカ合衆国の法令に従って同国において製造されていない場合には、日本国の関係法令に従い、同国においていかなるそれらの製品もバーボンウイスキー又はテネシーウイスキーとしての販売を禁止することを検討する手続を開始する。

2 アメリカ合衆国は、山梨ワイン、壺岐焼酎、球磨焼酎、薩摩焼酎、琉球泡盛、白山清酒又は日本酒として製造された製品が、それらの製品の製造を規律する日本国の法令に従って同国において製造されていない場合には、アメリカ合衆国の関係法令に従い、同国においていかなるそれらの製品も山梨ワイン、壺岐

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

焼酎、球磨焼酎、薩摩焼酎、琉球泡盛、白山清酒又は日本酒としての販売を禁止することを検討する手続を開始する。

3 各政府は、その他のぶどう等から製造した醸造酒又は蒸留酒について1及び2に規定する手続を開始するための他方の政府の将来の要請に対し、慎重な考慮を払う。

4 各政府は、自国の法令に従って、1から3までに定めるそれぞれの約束を履行する。

5 この書簡のいかなる規定も、商標又は地理的表示に関する権利を創設し、又は付与するものと解してはならない。

6 この了解は、日本国及びアメリカ合衆国が開始する手続の結果に影響を及ぼすものではない。

7 各政府は、他方の政府に対し、1及び2に規定する手続の進捗状況について定期的に通報する。

本使は、この書簡及び貴国政府がこの了解を共有することを確認する【】の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が【】の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。